

第二級アマチュア無線技士「法規」試験問題

25問 2時間

A - 1 次に掲げる記述のうち、電波法及び電波法に基づく命令の規定の解釈に関する定義として、誤っているものを下の番号から選べ。

- 1 「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- 2 「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- 3 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- 4 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の管理を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 5 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその監督を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

A - 2 次の記述は、アマチュア局の免許について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

次のいずれかに該当する者には、アマチュア局の免許を与えないことができる。

電波法又は放送法に規定する罪を犯し □ A □ に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から □ B □ を経過しない者
無線局の □ C □ の □ D □ を受け、その □ D □ の日から □ B □ を経過しない者

A	B	C	D
1 懲役	3年	免許	取消し
2 懲役	2年	運用	停止の命令
3 罰金以上の刑	3年	運用	停止の命令
4 罰金以上の刑	2年	免許	取消し

A - 3 無線局の免許人は、その住所を変更したときはどうしなければならないか、電波法の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 速やかに総務大臣にその旨を届け出なければならない。
- 2 免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 3 1箇月以内に総務大臣にその旨を届け出なければならない。
- 4 3箇月以内に総務大臣にその旨を届け出なければならない。

A - 4 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、その免許状をどうしなければならないか、電波法の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 速やかに廃棄しなければならない。
- 2 無線局の免許申請書の添付書類の写しとともに2年間保管しておかななければならない。
- 3 無線従事者免許証とともに1年間保管しておかななければならない。
- 4 3箇月以内に返納しなければならない。
- 5 1箇月以内に返納しなければならない。

A - 5 次の記述は、アマチュア局の受信設備の条件について電波法及び無線設備規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

受信設備は、その □ A □ 又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて他の無線設備の機能に支障を与えるものであってはならない。

に規定する □ A □ が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい □ B □ を使用して測定した場合に、その回路の電力が4ナノワット以下でなければならない。

A	B
1 副次的に発する電波	擬似空中線回路
2 副次的に発する電波	空中線結合回路
3 誘導電流	擬似空中線回路
4 誘導電流	空中線結合回路

A - 6 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

高圧電気（高周波若しくは交流の電圧 □ A □ 又は直流の電圧 □ B □ を超える電気をいう。）を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、外部より容易に触れることができないように、絶縁遮へい体又は □ C □ の内に收容しなければならない。ただし、取扱者のほか出入りできないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

	A	B	C
1	350 ボルト	750 ボルト	金属遮へい体
2	350 ボルト	900 ボルト	接地された金属遮へい体
3	300 ボルト	750 ボルト	接地された金属遮へい体
4	300 ボルト	900 ボルト	金属遮へい体

A - 7 次の記述は、430MHz を超え 440MHz 以下の周波数の電波を使用するアマチュア局の送信設備（基本周波数の平均電力が1ワット以下のもの及び多重通信路のものを除く。）のスピリアス発射の強度の許容値について無線設備規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

給電線に供給される周波数ごとのスピリアス発射の平均電力が基本周波数の平均電力より □ A □ 低く、かつ、□ B □ 以下である値を許容値とする。

	A	B
1	40 デシベル	20 ミリワット
2	60 デシベル	10 ミリワット
3	60 デシベル	1 ミリワット
4	70 デシベル	1 ミリワット
5	70 デシベル	100 マイクロワット

A - 8 次の記述は、変調について無線設備規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

送信装置は、□ A □ によって搬送波を変調する場合には、変調波の □ B □ において □ C □ パーセントを超えない範囲に維持されるものでなければならない。

	A	B	C
1	音声その他の周波数	尖頭値	± 100
2	音声その他の周波数	平均値	± 85
3	信号又は符号	尖頭値	± 85
4	音声その他の音響	平均値	± 100

A - 9 次の記述は、無線通信を妨害した者に対する罰則に関する電波法の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

電気通信業務又は放送の業務の用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、□ A □、気象業務、□ B □ 若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その □ C □ を与えて無線通信を妨害した者は、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

	A	B	C
1	治安の維持	電気事業に係る電気の供給の業務	無線設備の機能に障害
2	治安の維持	航空交通管制業務	無線設備の操作に支障
3	災害の防止	ガス事業に係るガスの供給の業務	無線設備の機能に障害
4	災害の防止	電波天文業務	無線設備の操作に支障

A - 10 自局の通信が他の無線局の呼出しにより混信を受けた場合、無線局運用規則の規定により、妨害しないよう通知するために使用する略符号を下の番号から選べ。

1	QSV	2	QSK	3	QSD	4	QRM	5	QRL
---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----

A - 11 次の記述は、無線局の目的外使用の禁止等について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局は、免許状に記載された目的又は□Aの範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

- (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信
(6) その他総務省令で定める通信

無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、□Bは、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

- (1) 免許状に記載されたものの範囲内であること。
(2) 通信を行うため□Cであること。

無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ運用してはならない。ただし、(1)から(6)までに掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

A	B	C
1 通信事項	電波の型式及び周波数	十分なもの
2 通信事項	電波の型式、周波数及び空中線の型式	必要最小のもの
3 通信の相手方若しくは通信事項	電波の型式及び周波数	必要最小のもの
4 通信の相手方若しくは通信事項	周波数	十分なもの

A - 12 次の記述は、アマチュア局が非常の場合の無線通信においてモールス無線電信により連絡を設定するための呼出しに際して順次送信すべき事項を無線局運用規則の規定に沿って掲げたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

□A	3回
相手局の呼出符号	□B
DE	1回
自局の呼出符号	□C

A	B	C
1 <u>OSO</u>	1回	1回
2 <u>OSO</u>	3回以下	3回以下
3 <u>SOS</u>	2回以下	2回以下
4 <u>SOS</u>	3回以下	3回以下
5 XXX	1回	1回

A - 13 次に掲げるもののうち、総務大臣が無線局に対し臨時に電波の発射の停止を命ずることができる場合を、電波法の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 運用の停止を命じた無線局を運用していることを認めるとき。
- 2 指定していない周波数を使用していることを認めるとき。
- 3 無線設備の変更の工事の許可に係る変更検査を実施した結果、不合格と判定したとき。
- 4 免許状に記載された無線局の目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用していることを認めるとき。
- 5 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。

A - 14 次の記述は、総務大臣が行う行政処分について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、□A以内の期間を定めて□Bの停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、□C若しくは空中線電力を制限することができる。

A	B	C
1 6箇月	無線局の運用	周波数
2 3箇月	電波の発射	電波の型式、周波数
3 3箇月	無線局の運用	周波数
4 1箇月	電波の発射	電波の型式、周波数
5 1箇月	無線局の運用	周波数

A - 15 次の掲げるもののうち、無線従事者がその免許を取り消されることがある場合を、電波法の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 日本の国籍を失ったとき。
- 2 不正な手段によりその免許を受けたとき。
- 3 5年以上無線設備の操作を行わなかったとき。
- 4 刑法に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられたとき。

A - 16 次の記述は、免許人が届け出なければならない事項について電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

移動するアマチュア局の免許人は、その局の無線設備 □ A □ ときは、□ B □、その旨を文書によって、総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に届け出なければならない。

- | A | B |
|---------------------|-----------|
| 1 を搭載した移動体を変更しようとする | あらかじめ |
| 2 を搭載した移動体を変更した | 遅滞なく |
| 3 の常置場所を変更しようとする | あらかじめ |
| 4 の常置場所を変更した | できる限り速やかに |

A - 17 国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の周波数分配表において第三地域のアマチュア業務に分配されている周波数帯を下の番号から選べ。

- 1 3,200kHz ~ 3,230kHz
- 2 3,230kHz ~ 3,400kHz
- 3 3,500kHz ~ 3,900kHz
- 4 3,900kHz ~ 3,950kHz
- 5 3,960kHz ~ 4,000kHz

A - 18 次の記述は、「標準周波数報時業務」の定義に関する国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定について述べたものである。□□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

「標準周波数報時業務」とは、□ A □ のため、公表された高い精度の □ B □ 周波数、報時信号又はこれらの双方の発射を行う科学、□ C □ その他の目的のための無線通信業務をいう。

- | A | B | C |
|----------|----|----|
| 1 周波数の較正 | 特性 | 技術 |
| 2 周波数の較正 | 特定 | 産業 |
| 3 一般的受信 | 特性 | 産業 |
| 4 一般的受信 | 特定 | 技術 |
| 5 時刻の照合 | 基準 | 学術 |

A - 19 次の記述は、すべての無線局に対して禁止されている伝送について国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

すべての局は、□ A □ 伝送、□ B □ 信号の伝送、□ C □ 又は紛らわしい信号の伝送、識別表示のない信号の伝送を禁止する（第 S19 条（局の識別）に定める例外を除く。）。

- | A | B | C |
|---------|------|------|
| 1 暗語による | 過剰な | 不明瞭な |
| 2 暗語による | 不正確な | 虚偽の |
| 3 不要な | 過剰な | 虚偽の |
| 4 不要な | 不確定な | 不明瞭な |

A - 20 次の記述は、アマチュア局の最大電力に関する国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

アマチュア局の最大電力は、通信士の技術上の資格及び□A□を考慮して□B□が定める。

- | A | B |
|------------|----------|
| 1 その局の運用条件 | 関係主管庁 |
| 2 その局の運用条件 | 国際電気通信連合 |
| 3 電波の利用状況 | 関係主管庁 |
| 4 電波の利用状況 | 国際電気通信連合 |

B - 1 次の記述は、予備免許中の指定事項の変更について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

総務大臣は、予備免許を受けた者から□ア□があった場合において、相当と認めるときは、□イ□を□ウ□することができる。

総務大臣は、予備免許を受けた者が□エ□、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、□オ□と認めるときは、その指定を変更することができる。

- | | | | | |
|--------------------|------|------|-----------|---------------|
| 1 電波の規整その他公益上必要がある | 2 短縮 | 3 申請 | 4 識別信号 | 5 通信の相手方、通信事項 |
| 6 混信の除去その他特に必要がある | 7 届出 | 8 延長 | 9 免許の有効期間 | 10 工事落成の期限 |

B - 2 送信設備の空中線、給電線若しくはカウンターポイズであって高圧電気を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から2.5メートル以上のものでなければならないが、これによらないことができる場合について、電波法施行規則の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 2.5メートルに満たない高さの部分が、人体が容易に触れない位置にある場合
イ 2.5メートルに満たない高さの部分が、容易に識別できる構造である場合
ウ 2.5メートルに満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合
エ 無線従事者以外の者が立ち入らないよう防護柵を設置した場合
オ 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、無線従事者以外の者が出入りしない場所にある場合

B - 3 次の記述は、無線通信の秘密の保護について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

□ア□法律に別段の定めがある場合を除くほか、□イ□の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその□ウ□若しくは内容を□エ□、又はこれを□オ□してはならない。

- | | | | | |
|-----------|-------|-------|------|-------|
| 1 無線従事者は、 | 2 関係者 | 3 何人も | 4 一般 | 5 存在 |
| 6 他人の用に供 | 7 公表し | 8 漏らし | 9 特定 | 10 窃用 |

B - 4 次の記述は、移動するアマチュア局に備え付けておかなければならない書類について電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

移動するアマチュア局（人工衛星に開設するものを除く。）にあつては、その無線設備の常置場所に□ア□を備え付け、かつ、総務大臣が別に□イ□するところにより、□ウ□に総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が□エ□する□オ□を備え付けなければならない。

- | | | | | |
|--------------------|-----------|-------|------|-------|
| 1 電波法及びこれに基づく命令の集録 | 2 無線設備の筐体 | 3 免許状 | 4 証明 | 5 告示 |
| 6 その送信装置のある場所 | 7 免許証 | 8 指定 | 9 証票 | 10 発給 |

B - 5 次の記述は、混信の回避について国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

混信を避けるために不要な方向への□ア□又は不要な方向からの受信は、□イ□可能な場合には、□ウ□のアンテナの□エ□をできる限り利用して、□オ□にしなければならない。

- | | | | | |
|----------|-------|---------|------|-------|
| 1 業務の性質上 | 2 指向性 | 3 無線技術上 | 4 送信 | 5 利点 |
| 6 効率的 | 7 高利得 | 8 最小 | 9 特性 | 10 輻射 |